

令和3年度名古屋市教育委員会第3号議案

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。読書バリアフリー法）を踏まえ、新たに電子書籍に関する規定の整備を行います。

2 施行期日

令和3年6月10日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

4 その他

電子書籍とは、図書館資料のうち、電磁的記録であって、インターネットを通じた利用が可能とされたものをいいます。

名古屋市図書館における電子書籍サービスについて

1 電子書籍サービスの概要

(1) 事業の趣旨

視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の拡充・向上を推進する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の基本理念を踏まえ、新たに電子書籍システムの構築・運用及び電子書籍コンテンツの提供を行うもの。

(2) 電子書籍について

従来の出版物で用いられてきた紙とインクではなく、デジタルデータで作成される出版物をいう。

(3) 電子書籍サービスの仕組み

電子書籍サービスは、インターネット経由で、書籍の検索、貸出及び返却並びに閲覧できるようにするもの。

利用者は、登録をしたID及びパスワードを使い、電子書籍サービス業者のサイトから、電子書籍をパソコンやタブレットといった自分の情報端末で閲覧する。貸出期間終了後は、自動的に情報端末で閲覧できなくなる返却処理がされる。

【電子書籍サービスのイメージ】

サイトイメージ



白黒反転も可能



(4) 電子書籍サービス提供開始日

令和3年6月10日（木）

2 紙書籍と電子書籍の貸出制度の比較

| 紙書籍 | | 電子書籍 |
|---------------|-----------|--------------------|
| 6冊まで等 | 貸出上限 | 従来図書とは別に3点まで |
| 2週間 | 貸出期間 | 2週間 |
| 貸出不可 | 休館日の貸出 | 貸出可能 |
| 図書館等の返却ポストへ返却 | 休館日の返却 | 自動的に返却処理 |
| 貸出の停止や貸出券の無効等 | 返却遅延の罰則 | — (自動返却のため遅延なし) |
| コピー可能※、実費徴収 | 複写(複製) | 複製、印刷ともに不可 |
| 図書館の保有冊数まで | 同一書籍の同時貸出 | 図書館の保有ライセンス数まで |
| 300冊まで | 団体貸出 | なし |

※調査研究目的の場合で、著作権法の範囲内に限る。

【参考】電子書籍サービスを実施している自治体

| 区分 | 地方公共団体 |
|-------|---|
| 政令指定市 | 札幌市、さいたま市、横浜市、浜松市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市 |
| 愛知県内 | 愛知県、大府市、豊川市、一宮市、安城市、豊田市、西尾市、瀬戸市、半田市、小牧市 |

(案)

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則

名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 点字文庫等

第22条の2の次に次の1条を加える。

第22条の3 電子書籍（図書館資料のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、インターネットを通じた利用が可能とされたもの）の利用に関し必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

この規則は、令和3年6月10日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市図書館館則（抜すい）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|------------------------|
| <p>第6章 <u>点字文庫等</u></p> <p><u>第22条の3 電子書籍（図書館資料のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、インターネットを通じた利用が可能とされたもの）の利用に関し必要な事項は、中央図書館長が定める。</u></p> | <p>第6章 <u>点字文庫</u></p> |